

第三号様式（第十三条関係）

（用紙の寸法は、日本産業規格B8とする。）

（表）

第 号 身 分 証 明 書	<div data-bbox="737 551 1027 969" style="border: 1px solid black; width: 182px; height: 187px; margin: 0 auto;">写 真</div>
	住 氏 職 生 所 名 名 名 年 月 日
<p>右は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により、同法第九条第一項の規定による許可に係る行為に係る場所又は当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入ることができる者であることを証する。</p>	
有 効 期 間	交 付 年 月 日
発 行 機 関 名	<div data-bbox="276 1422 395 1780" style="border: 1px solid black; width: 75px; height: 160px; margin: 0 auto;">発 行 機 関 印</div>

(裏)

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律抜粋

(報告の徴収等)

第十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第九条第一項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。